

最低賃金水準額について

第3条関係

市が、「富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱」第3条に基づき定める額は、以下のとおりとする。

1. 業務委託契約又は指定管理協定

埼玉県について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額（同法第3条に規定する最低賃金額をいう。）を参考とした額

時間単価 = 1, 141円

2. 工事請負契約

農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する「公共工事設計労務単価」（埼玉県）に0.8を乗じた額

*ただし、令和7年11月1日以降に入札公告、指名通知又は募集する案件から適用する。